

Vamos 福島ガールズ規約

第 1 章 名称及び事務局

- (名称) 第 1 条 この会は、Vamos 福島ガールズと称する。〈以下ガールズと称する。〉
- (事務局) 第 2 条 ガールズの事務局は、VAMOS 福島スポーツクラブ事務所所在地〈福島県白河市五番町川原 95 - 1 酒巻コーポ内 C - 5 号〉におく。
- (母団体) 第 3 条 ガールズは、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブ(総合型スポーツクラブ)が管理統括する。所在地は同じ。

第 2 章 組 織

- (組織) 第 4 条 ガールズは、代表者・指導者・選手・保護者が一体となって組織を運営していく地域に根ざした女子(児童・生徒)を対象にしたサッカーチームである。

第 3 章 目的及び活動内容

- (目的) 第 5 条 ガールズは、サッカーというスポーツを通して、地域の女子児童・生徒の健全育成を主たる目的として活動する。と同時に、サッカーの技術の向上とチーム内相互(選手・保護者)の親睦を図ることを目的とする。
- 第 6 条 ガールズは、第 5 条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 原則として月 2 回のスクールを行い技術の向上に努める。
(2) 各種大会〈イベント〉へ積極的に参加する。
(3) サッカーを媒体にして、広範囲にわたっての交流を行う。
(4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 章 会 計

- (資産) 第 7 条 ガールズの資産は、次の通りとする。
(1) クラブの入会金 (2) 月会費
(3) 資産調達活動利益費(企業寄付など) (4) VAMOS 福島スポーツクラブ運営資金
(5) その他
- (収支決算) 第 8 条 ガールズの収支決算は、毎月 VAMOS 福島スポーツクラブの会計担当者が決算し代表の監査を受ける。会員各位に収支決算を提示することはない。

第 5 章 運 営

- (運営) 第 9 条 このクラブの運営は、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブの会長(クラブ代表)並びに会長(クラブ代表)が任命したガールズ指導者及び VAMOS 福島スポーツクラブ会計担当が運営する。尚、上記の会長(クラブ代表)及び指導者及び会計担当者を併せて当クラブのスタッフと呼ぶ。

〈スタッフ役職並びに氏名〉

【クラブ代表者】 遠藤 淳

【指導者】 遠藤 淳他(代表兼務)

【庶務会計】 竹内道夫

(上記スタッフは、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブの会長〈遠藤淳〉庶務〈竹内道夫〉を兼務する。)

第 6 章 会 議

- (会議の種類) 第 10 条 ガールズ会議は、定例のスタッフ会を以て会議とする。
- (臨時保護者会) 第 11 条 クラブ主催の大会開催などに際し、代表から保護者に対して協力要請があった場合、文書又はメール又はクラブホームページにより指定された日時で会を行う。

第 7 章 入会資格

- (入会資格)
第 12 条 (1) サッカーが大好きな女子児童・女子生徒・成人女性なら誰でも入会できる。国籍は問わない。
(2) 第 12 条 (1) の条件を満たし、更に保護者の方が、我がクラブの活動方針に賛同し、クラブの活動に積極的に参加出来るご子息なら、入会できる。
- (入会手続き)
第 13 条 (1) 入会申込書に必要事項を記入し、代表へ直接提出する。その際、保護者の捺印がない場合には、受理されない。
(2) 入会金を納入する。
以上の 2 点が完了した段階で、V a m o s 福島ガールズの一員となる。
- (退会手続き)
第 14 条 ガールズを退会する場合には、口頭で直接代表又は指導者に申し出て、その旨を受理された段階で、退会とする。その際、以下のものは、如何なる理由があろうとも、返却しない。
(1) 入会金 (継続費 (2) 月会費 < 当月に納めたもの >
(3) クラブの練習用具他
- (強制退会)
第 15 条 ガールズの名譽を傷つける言動や行動があった場合、並びにクラブ内の風紀を乱すような言動や行動があった場合、クラブ代表の権限で強制的にクラブを退会させる処置を講じる。尚、その際、第 14 条の (1) ~ (3) は返却しない。

第 8 章 継続手続き

- (継続手続き)
第 16 条 我がクラブの主旨に賛同し、次年度も継続してご子女をクラブに所属し活動させたい場合には、以下の手続きを踏むこと。
(1) 継続申込書の作成・提出
(2) 継続費用の納入
- 第 17 条 何らかの理由で途中退会し、再び入会する場合には、継続者扱いはされず、新規入会者と同じ扱いを受ける。

第 9 章 本規約の変更

- 第 18 条 この規約は、スタッフの決議で変更される。

第 10 章 その他

- (試合送迎)
第 19 条 試合 (遠征・大会参加) などの送迎は、クラブバス (又は他団体借用バス) を使用する場合と、各家庭で送迎を頂く場合と状況によって様々な手段を講じる。
バスを利用する際には、事前に「試合 (大会他) 参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。この提出がない場合には、試合 (大会他) に参加することはできない。
「試合 (大会他) 参加承諾書」に署名・捺印することにより送迎の際に不慮の事故が起きたとしても、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。
- (大会参加及び遠征試合)
第 20 条 大会及び遠征試合などに参加する場合には、事前に「試合 (大会他) 参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。
バスを利用する際には、第 19 条に記載済み。
「試合 (大会他) 参加承諾書」に署名・捺印することにより、大会参加時他にに不慮の事故が起きたとしても、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

- (入会の際の購入物)
第 21 条 入会の際に、購入する物はなし。

第 11 章 補 助

- 第 22 条 本規約は、2009年4月28日から実施される。